

承認第1号

専決処分したものにつき承認を求めるについて  
(多可町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)

多可町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年2月23日提出

多可町長 戸 田 善 規

専決第11号

多可町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定  
について

多可町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日専決

多可町長 戸 田 善 規

## 多可町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

平成27年12月28日

条例 第 45 号

多可町税条例の一部を改正する条例（平成27年多可町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項各号の改正規定中「同条第2号」を「第2号」に、「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(略)</p> <p>第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、<u>同条第2号を第3号とし、第1号として次の1号を加える。</u></p> <p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号</p>	<p>(略)</p> <p>第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、<u>同条第2号を第3号とし、第1号として次の1号を加える。</u></p> <p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号</p>
<p>(略)</p> <p>第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び <u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(</u><u>同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者には、住所及び氏名又は名称)</u>」に改める。</p>	<p>(略)</p> <p>第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び <u>(行政手続における法律第2条第15項に規定する法人番号を用いる。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者には、住所及び氏名又は名称)</u>」に改める。</p>